

## 川越市建設工事低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における低入札価格調査及び追跡調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 追跡調査 前号に規定する落札者と契約した工事において、下請業者等へのしわ寄せがないか、下請契約の適切性や下請代金の支払状況等について確認するための調査をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事の入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価方式による競争入札とする。

(調査基準価格)

第4条 工事請負費に係る予定価格及び最低制限価格の決定に関する事項の決裁権者（川越市事務決裁規程（昭和50年訓令第2号）第3条第1項の規定により、当該事項を専決することができる者とされた者を含む。以下「決裁権者」という。）は、低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めることができる。この場合において、当該金額を下回る金額をもって入札をした者に対し、低入札価格調査を実施する。

- 2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格をいう。以下同じ。）に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10

分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を1,000円とする。）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）

- 3 前項の規定にかかわらず、決裁権者が特に必要があると認めた場合には、調査基準価格は、税抜予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める額に100分の110を乗じた額とする。この場合において、当該決裁権者が定める額に1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額とする。ただし、税抜予定価格の10分の7.5の場合においては、1,000円未満の額が生じた場合においては、当該額を1,000円として計算するものとする。

（失格基準価格）

第5条 決裁権者は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。この場合において、調査基準価格を下回る入札をした者のうち当該金額を下回る金額をもって入札をした者は、失格とする。

- 2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を1,000円とする。）とする。
- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）

- (2) 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
  - (3) 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
  - (4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書の規定により調査基準価格を定めた場合は、失格基準価格は、税抜予定価格に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額）又は、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は当該額を1,000円とする。）を前条第2項本文に規定した算出式により求めた額に対する前項本文に規定した算出式により求めた額の割合（小数点以下第3位を四捨五入）で案分して求めた額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 前条第3項の規定により調査基準価格を定めた場合は、失格基準価格は、前3項の規定にかかわらず当該調査基準価格を下回る範囲で決裁権者が定める額とする。この場合において決裁権者が定める額は、税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の額が生じた場合は、当該額を1,000円とする。）に100分の110を乗じた額を下回らない額とする。
- 5 特殊性の高い工事など決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては、失格基準価格を設けないことができる。

（予定価格書への調査基準価格等の記載）

第6条 予定価格書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、調査基準価格及び当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。

- 2 予定価格書には、前項に規定する調査基準価格のほかに、失格基準価格及び失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。ただし、前条第5項の規定により、失格基準価格を設けないこととした場合は、この限りでない。

（入札参加者への周知）

第7条 競争入札の執行に当たっては、入札公告等に次の事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札をした者のうち第5条第1項後段の規定に該当しない者（以下「低入札価格調査対象者」という。）は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。
- (5) 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。
- (6) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (7) 落札者の決定方法に関すること。
- (8) 第13条に規定する低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定に関する事項。

（落札者決定の保留）

第8条 総務部契約課長（以下「契約課長」という。）は、入札の結果、低入札価格調査対象者があるときは、落札者の決定を保留する。

（低入札価格調査対象者に対する調査の実施）

第9条 契約課長は、入札後、速やかに第1順位者（低入札価格調査対象者のうち、最低価格入札者をいう。ただし、総合評価方式による競争入札においては、低入札価格調査対象者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者をいう。）に対して、別表第1に定める確認事項について調査を工事発注担当課長に依頼する。

- 2 前項の調査に当たっては、別表第1に定める確認資料をもって行うものとする。
- 3 契約課長は、第1順位者のほか、複数の低入札価格調査対象者がいる場合においては、調査基準価格とのかい離の状況や総合評価方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低入札価格調査対象者に対し調査を並行して実施できるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1順位者以外の低入札価格調査対象者に対する調査を行う場合に準用する。

（低入札価格調査対象者に対する調査の期間）

第10条 低入札価格調査対象者に対する調査の実施に当たっては、原則として

開札日から起算して21日以内（川越市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）に低入札価格調査対象者を落札者とするか否かを決定し、通知するものとする。

（低入札価格調査対象者を失格とするか否かの決定）

第11条 契約課長は、第9条第1項の規定による工事発注担当課長の調査の結果の報告を受けたときは、その結果を別に定めるところによる低入札価格調査委員会に諮り、失格とするか否かを決定するものとする。

2 前項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定を行わないことができる。

（低入札価格調査対象者への通知）

第12条 低入札価格調査委員会の審査の結果、低入札価格調査対象者を失格としたときは、契約課長は、当該低入札価格調査対象者に落札者としないう旨を文書により通知するものとする。

（低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定）

第13条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次に掲げる事項を条件として設定するものとする。

- (1) 追跡調査に協力しなければならないこと。追跡調査に協力しない場合は、不誠実な行為として適切な措置をとる。
- (2) 主任技術者又は監理技術者は、請負代金にかかわらず専任とすること。  
なお、川越市建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に規定する現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (3) 契約約款第56条第4項に規定する契約不適合責任期間については、同条第1項及び第2項ただし書の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - ア 工事目的物（イに掲げるものを除く。）に係る契約不適合責任期間引渡しを受けた日から4年以内
  - イ 設備機器本体等に係る契約不適合責任期間（引渡しの際の検査において一般的な注意の下で発見できなかったものに限る。）  
引渡しを受けた日から2年以内
- (4) 重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化する。

(追跡調査)

第14条 工事発注担当課長は、調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合に、次の各号に定める事項について確認するための追跡調査を実施するものとする。この場合において、確認資料等は別表第2に示されたものを標準とする。

- (1) 下請等契約の締結状況は適切か。
- (2) 契約変更があった場合、その内容が下請等契約に適切に反映されているか。
- (3) 下請等代金の支払状況は適切か。

2 前項の調査の結果、疑義があるときは元請業者及び下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。

3 前項の聞き取り調査のほか、主要な一次下請業者を選定し、第1項第1号に掲げる事項について、直接聞き取り調査を実施するものとする。

4 工事発注担当課長は、追跡調査完了後、その結果を契約課長に報告するものとする。

(適正な支払等がなされない場合の措置)

第15条 工事発注担当課長は、前条第1項の規定による調査の結果、是正が必要と認められる元請業者に対して適切な指導を行うものとする。

2 前項に定める指導は、口頭による嚴重注意を行い、当該行為によっても是正されない場合は、文書により嚴重注意を行うものとする。

3 前項に規定する文書による嚴重注意によっても是正されない場合は、契約課長にその旨を報告するものとする。契約課長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき必要な措置をとるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告した競争入札について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の川越市建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、平成31年4月1日以後に市が発注する建設工事の請負契約を締結する一般競争入札

及び指名競争入札であって、令和元年10月1日以後に当該契約に係る引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行う競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第13条は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行う競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の川越市建設工事低入札価格調査実施要綱の規定は、令和4年10月1日以後に公告又は指名通知を行う競争入札について適用する。

別表第1（第9条関係）

確 認 事 項	確 認 資 料
低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること	・技術者の配置計画
入札金額の決定理由	・入札金額の決定理由
入札金額内訳書の内容	・入札金額内訳書 ・代価表 など
下請予定の状況	・下請予定業者等一覧表 ・下請からの見積書、下請が未定の場合は予定額の内訳書 など
入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	・手持ち工事一覧表 ・契約書、仕様書 ・コリンズの登録内容確認書 など
同種・類似の手持ち工事の状況	・手持ち工事一覧表 ・契約書、仕様書 ・コリンズの登録内容確認書 など
入札対象工事現場と営業所、倉庫との地理的關係	・地図 ・営業所一覧 など
手持ち資材の状況	・手持ち資材一覧表 ・資材購入伝票 など
手持ち機械の状況	・手持ち機械一覧表 ・使用する重機の車検証 など
資材等購入予定先及び資材等購入予定先との関係	・資材等購入一覧表 ・資材業者からの見積書、取引事例 など
労務者の具体的調達見通し	・労務者確保計画 ・現場付近の営業所の職員名簿 など
過去に施工した公共工事（同種・類似）の実績	・同種工事に係る契約書、仕様書、図面写し ・一覧表及びコリンズの登録内容確認書 など
過去に施工した公共工事（同種・類似）の成績	・同種工事に係る工事成績評定結果通知書 など
下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況	・過去の工事に係る下請契約書、支払いを証する領収書、振込証明書 など
その他必要な事項	・その他必要と判断される資料

別表第2（第14条関係）

確認事項	確認資料
工事費内訳書（着手時）、変更時内訳書（変更時）及び精算時内訳書（精算時）の比較	・工事費内訳書（比較表） など
下請等契約の締結状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請業者等一覧表（着手時）</li> <li>・下請契約書の写し</li> <li>・資材業者等への注文書、請書等の写しなど</li> </ul>
主要な一次下請からの聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な一次下請聞き取り調査結果一覧表 など</li> <li>※主要な一次下請から下請の契約内容等について、ヒアリングを実施</li> </ul>
変更時及び精算時の下請契約等の締結状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請業者等一覧表（変更時・精算時）</li> <li>・下請契約書（変更時・精算時）の写し</li> <li>・資材業者等への注文書、請書等の写しなど</li> </ul>
下請等代金の支払状況	・下請等契約及び支払い状況報告書 など
下請等代金支払い状況等聞き取り調査（下請等への支払いにおいて疑義がある場合）	※元請け・下請にヒアリング
その他必要な事項	・必要とされる書類